

金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱

(平成 22 年 6 月 30 日 決裁)

改正 平成 23 年 4 月 1 日 決裁
平成 24 年 3 月 23 日 決裁
平成 27 年 3 月 20 日 決裁
平成 28 年 3 月 23 日 決裁
平成 29 年 3 月 24 日 決裁
平成 31 年 3 月 22 日 決裁
令和 2 年 12 月 21 日 決裁
令和 3 年 3 月 19 日 決裁
令和 6 年 3 月 27 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成 27 年条例第 54 号）第 18 条の規定に基づき、まちなかにおいて空き家リフォーム事業を行う者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 金沢市定住の促進に関する条例（平成 13 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する区域をいう。
- (2) 空き家リフォーム事業 自らが定住するために空き家を購入し、当該空き家において内部改修工事を行う事業をいう。
- (3) 空き家 建築から 1 年を経過した専用住宅又は併用住宅で、現に使用していないものをいう。
- (4) 耐震改修工事等 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成 16 年告示第 61 号）第 2 条第 6 号に定める耐震診断、同条第 7 号に定める耐震設計及び同条第 8 号に定める耐震改修工事をいう。
- (5) 内部改修工事 外観改修工事（屋根及び外壁の改修工事をいう。）及び耐震改修工事等以外の改修工事で、市長が適当であると認めるものをいう。

(6) かなざわ空き家活用バンク まちなかに存する空き地、空き家若しくは空き住戸又はまちなか以外の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に存する空き家若しくは空き住戸で、売却し、又は賃貸しようとするものに関する情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。

(7) 若年者 第 5 条第 1 項の規定による申請を行う年度の 4 月 1 日における満年齢が 45 歳未満の者をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 市長は、次に掲げる事項に適合する空き家リフォーム事業（以下「補助事業」という。）を行う者であり、かつ、当該空き家の存する地域の町会に加入するもの（以下「空き家リフォーム事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

(1) 空き家がまちなかにあること。

(2) 空き家の当初の建築年次が昭和 26 年以後であること。

(3) 空き家がかなざわ空き家活用バンクの登録物件であること。

(4) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は工事に着手した空き家にあつては、市長が別に定めるところにより耐震改修工事等を行うものであること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、補助事業（内部改修工事に要するものに限る。）に要する費用の 2 分の 1 に相当する額以内の額（この額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、500,000 円（若年者にあつては、1,000,000 円）を超えないものとする。

（計画の認定申請等）

第 5 条 空き家リフォーム事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ金沢まちなか空き家リフォーム計画認定申請書（様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）により市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画（以下「計画」という。）である旨の認定を受けなければならない。

2 前項に規定する認定申請書の提出期限は、空き家に係る売買契約を締結した日から 3 か月以内（当該申請に係る補助事業が第 3 条第 4 号に該当する場合にあつては、1 年 3 か月以内）とする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付

の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第6条 空き家リフォーム事業者は、計画の認定を受けた後において、補助金の額に変更が生じる計画の内容を変更しようとするときは、金沢まちなか空き家リフォーム計画変更申請書(様式第2号)により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(計画の認定の取消し)

第7条 市長は、計画の認定を受けた空き家リフォーム事業者(前条第1項の規定により計画の変更の認定を受けた者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により当該認定を受けたとき。

(2) 計画と異なる事業を行ったとき。

(3) 次条の規定により補助事業の廃止を承認したとき。

(事業の中止又は廃止)

第8条 空き家リフォーム事業者は、計画の認定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、まちなか空き家リフォーム事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(事業の未完了報告)

第9条 空き家リフォーム事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、まちなか空き家リフォーム事業未完了報告書(様式第4号)により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(交付の申請)

第10条 計画の認定を受けた空き家リフォーム事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第5条第3項に規定する通知の日から起算して1年を経過する日までの間で、当該補助事業の完了後15日以内に、まちなか空き家リフォーム費補助金交付申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交

付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(適用除外)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する空き家リフォーム事業には、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる住宅等に係る空き家リフォーム事業

ア 金沢市指定文化財の修理事業等および選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）第2条に規定する指定文化財

イ 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第35条第3項に規定する保存対象物

ウ いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）に基づく奨励金の交付の対象となった住宅

エ 金沢市まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）に基づく奨励金の交付の対象となった住宅

オ 金沢市地区計画区域等住宅取得奨励金交付要綱（平成28年告示第99号）に基づく奨励金の交付の対象となった住宅

カ 金沢市職人工房開設費補助金交付要綱（平成10年4月1日決裁）に基づく補助金の交付の対象となった建築物

キ 金澤町家再生活用事業補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）に基づく補助金の交付の対象となった建築物

ク この要綱に基づく補助金の交付の対象となった空き家

ケ その他この要綱の規定に基づく補助金に類するものであると市長が認める補助金等の交付の対象となった建築物

(2) 市税を滞納している者その他補助金の交付が不相当であると市長が認める者の行う空き家リフォーム事業

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第10条の規定による申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか空家活用促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか空家活用促進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか空家活用促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか空家活用促進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか空き家活用促進費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか空家活用促進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか空き家活用促進費補助金交付要綱金沢市まちなか空き家活用促進費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行う新要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか空き家活用促進費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のわがまち金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱（以下「新要綱」

という。)の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか空き家活用促進費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月19日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定(「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。)は、決裁の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和6年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

金沢まちなか空き家リフォーム計画認定申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

まちなか空き家リフォーム事業について、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業名 まちなか空き家リフォーム事業
- 2 事業費 円
- 3 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 4 事業の予定期日 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 添付資料 計画概要書
位置図、設計図及び現況写真
工事費内訳書
売買契約書の写し
建物全部事項証明書
耐震改修工事等に関する書類の写し

2 補助事業の内容及び経費の配分

全体工事費（耐震改修工事費を除く）	内部改修工事費	内部改修工事費の財源内訳		摘要
		市補助金	自己負担	

3 内部改修工事費算出内訳

区 分	金額（円）
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	

4 全体工事費算出内訳

区 分	金額（円）
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	

様式第2号（第6条関係）

金沢まちなか空き家リフォーム計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で計画の認定を受けたまちなか空き家リフォーム事業について、当該計画の内容を変更したいので、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業名 まちなか空き家リフォーム事業
- 2 内部改修工事費 円
計画認定時 円
変更後 円
- 3 変更理由
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業完了の予定期日 年 月 日
- 6 添付資料 工事費内訳書

様式第3号（第8条関係）

まちなか空き家リフォーム事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で計画の認定を受けたまちなか空き家リフォーム事業について、当該事業を中止（廃止）したいので、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

まちなか空き家リフォーム事業未完了報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で計画の認定を受けたまちなか空き家リフォーム事業について、同通知に付された完了期日までに事業が完了しなかったため、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 計画認定通知書に付された事業の完了期日
（変更のあったものについては、変更後の期日）

- 2 変更後の事業の完了予定期日

- 3 未完了となった理由

- 4 添付書類 工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）
現場写真

まちなか空き家リフォーム費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号により計画の認定を受けたまちなか空き家リフォーム事業については、事業が完了したので、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付申請します。

なお、金沢まちなか空き家リフォーム費補助金交付要綱第11条第2号に規定する事項について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。

- 1 補助事業名 まちなか空き家リフォーム事業
- 2 補助金の対象となる内部改修工事費、交付申請額及び自己負担額

内部改修工事費	千円
補助金交付申請額	千円
自己負担額	千円
- 3 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日
- 4 添付資料 工事請負契約書の写し
工事費の支払を証する書類
工事写真及び完成写真
住民票の写し
町会加入証明書